令和4年 鰺ヶ沢町農業委員会 第2回定例総会会議録

令和4年2月10日(木)午前10時00分開議 鰺ヶ沢町役場 2階委員会室

- 1. 開会
- 2. 会期の決定
- 3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
- 4. 諸般の報告
- 5. 議案の上程
- 6. 議案の審議(許可・承認)
- 7. 閉 会
- 8. その他

◎出席委員 13名

 1番 兼岡 正英
 9番 井上 豊久

 2番 神 文人
 10番 兼平 昭光

 3番 三上 三樹
 11番 對馬 孝

 4番 佐藤 松子
 12番 木村 重美

5番 木村 暢子 13番 工藤 清

6番 木村 賢一

7番 工藤 修二

8番 工藤 文信

◎欠席委員 0名

事務局

1. 開会

ただ今より令和4年第2回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より 挨拶をお願いします。

会長

(会長挨拶)

事務局

それではこれから会議に入ります。鰺ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。

議長

ただ今の出席委員は13名中13名でございます。よって本日の定例総会は定 足数に達しておりますので会議は成立致しました。

(午前10時00分)

議長

2. 会期の決定

審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと 決定致します。

議長

3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を6番の木村賢一委員、10番の兼平昭光委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

議長

4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

事務局

報告第1号

令和4年1月24日

「農地の転用事実に関する照会」に係る現地調査

場 所:建石町字成沢地内

出席者:木村賢一委員、井上豊久委員、佐藤正由推進委員

事務局【齊藤(正)、齋藤(和)】

それでは、2頁諸般報告第1号の詳細について説明申し上げます。

青森地方法務局五所川原支局から照会がありました。

申請者の住所、氏名は記載のとおりです。

不動産の表示及び地目変更登記申請事項について、現況が農地であるか否か、転用許可がされているか否か、原状回復命令が発せられる見込みの有無等について 照会があったものです。

令和4年1月24日に調査を行いました。

調査委員は記載のとおりです。

申請者立会いのもと、調査をした結果は次の通りです。

申請地の建石町字成沢53番地4外1筆については、登記地目は畑であるが、数十年前から周辺の農地の耕作者が道路として使用している状況となっている。

今回、申請者から公衆用道路への変更申請がなされたものであるが、現地調査に あたった現地調査委員3名とも、現況については、「非農地」であると認定した ものである。

青森地方法務局五所川原支局へは、令和4年1月25日に「非農地」として報告しております。以上です。

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第 7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 8号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認に ついて

議案第 9号 令和4年度農作業雇用標準賃金、料金表(案)の承認について

議長

議案第10号 令和3年に係る鰺ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について

議案第11号 鰺ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の任命の承認を求めることについて

以上5議案を上程致します。

6. 議案の審議

議案の審議に入ります。議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第7号の詳細について説明申し上げます。 4頁をご覧ください。

番号8

農地の所在 鰺ヶ沢町大字長平町字西岩木山156番地 地 目 登記簿 畑

現況畑

面 積 16,240㎡

外 1筆 合計2筆

合計面積 21,000㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

番号9

農地の所在 鰺ヶ沢町大字長平町字谷口56番地2

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 5,333㎡

外 3筆 合計4筆

合計面積 6,682 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

番号10

農地の所在 鰺ヶ沢町大字建石町字大曲53番地2

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 1, 265㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、売買による所有権移転です。

以上3件を申し上げましたが、資料6頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。 番号8番は現在高冷地野菜を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。

番号9番は現在転作大豆を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理 を行う計画とのことです。

番号10番は現在保全管理をしており、所有権移転後においてはりんごの栽培を行う計画とのことです。

また、冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況 等調査いたしました。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

それでは議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について早速審議に入ります。

議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご 異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するよう お願いします。

議場

[「異議なし」という声あり]

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第7号農地法第3条第1項の 規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに賛成の方 は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第7号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

続きまして議案第8号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画について事務局に説明を求めます。

なお、番号32番から34番及び37番については、「議事参与の制限」の規 定に該当する案件がありますので、関連する木村賢一委員の一時退席をお願いし ます。

議場

(木村賢一委員が退席する)

議長

それでは、番号32番から34番及び37番について事務局に説明を求めます。

事務局

では、番号32番から34番及び37番について説明いたします。

番号32

農地の所在 鰺ヶ沢町大字湯舟町字若山433番地

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 3,706㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(転作大豆)

期 間 5年

賃貸借 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号33

農地の所在 鰺ヶ沢町大字湯舟町字若山430番地

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 11, 353㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(転作大豆)

期 間 5年

賃貸借 全部で80,000円で契約しております。

番号34

農地の所在 鰺ヶ沢町大字湯舟町字若山404番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 12,867㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(転作大豆)

期 間 5年

賃貸借 10 a 当り1俵(玄米)で契約しております。

番号37

農地の所在 鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋80番地32

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 4,707㎡

外 田3筆 合計4筆

合計面積 23,523㎡

新規設定

利用目的 田

期 間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

農地中間管理事業

賃借料 10a当り12,000円で契約しております。

議長

ただいま、番号32番から34番及び37番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。

議長

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するように お願いします。

議場

[「異議なし」という声あり]

議長

ないようなので、採決致します。

番号32番から34番及び37番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、番号32番から34番及び37番について原案どおり承認することに決定いたします。

退席していた委員の着席をお願いします。

議場

(木村賢一委員が着席する)

議長

続いて、ただいま承認されたもの以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、7頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

0件

1. 所有権移転

件 数

地目別面積	田	0 m^2
	畑	0 m^2
	樹園地	0 m^2
	計	0 m^2

2. 利用権設定

再設定	14件	154,	860m^2
新 規	4件	29,	971 m^2
計	18件	184,	8 3 1 m²

契約内訳

3年未満の契約	0筆		0 m^2
3年から5年契約	29筆	133,	9 6 7 m ²
6年から9年契約	0筆		0 m^2
10年以上の契約	17筆	50,	8 6 4 m ²

事務局	計	46筆	184, 831 m ²
-----	---	-----	-------------------------

貸手·借手内訳

貸手農家 借手農家 17名 11名

地目別面積

 田
 183,465 m²

 畑
 1,366 m²

 樹園地
 0 m²

 計
 184,831 m²

3. 総地目別面積

 田
 183,465 m²

 畑
 1,366 m²

 樹園地
 0 m²

 計
 184,831 m²

4. 農地中間管理機構

出し手農家1名受け手農家1名

地目別面積

 田
 23,523㎡

 畑
 0㎡

 樹園地
 0㎡

 計
 23,523㎡

続きまして詳細についてご説明致します。

番号20

農地の所在 鰺ヶ沢町大字赤石町字中坪47番地 地 目 登記簿 田

H 77.110144 H

現 況 田

面 積 2,490㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 6, 256 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号21

農地の所在 鰺ヶ沢町大字赤石町字世永266番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 244㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 3, 384 m²

新規設定 • 再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間5年

賃借料 10 a 当り1俵(玄米)で契約しております。

番号22

農地の所在 鰺ヶ沢町大字姥袋町字鏡石川原地91番地53

地 目 登記簿 畑

現況畑

面 積 1,366㎡

外 田3筆 合計4筆

合計面積 田3,064㎡ 畑1,366㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間10年

使用貸借

番号23

農地の所在 鰺ヶ沢町大字南金沢町字上高根山443番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 271㎡

外 田3筆 合計4筆

合計面積 9,213㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号24

農地の所在 鰺ヶ沢町大字南金沢町字床夏204番地2

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 2,479㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号25

農地の所在 鰺ヶ沢町大字鬼袋町字大柳56番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 171㎡

外 田2筆 合計3筆

合計面積 3,643㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)法定相続人と契約しております。

番号26

農地の所在 鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山145番地3

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,558㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り20,000円で契約しております。

番号27

農地の所在 鰺ヶ沢町大字浜横沢町字椛ノ沢103番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 5,573㎡

外 田4筆 合計5筆

合計面積 19,913㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 全部で10俵で契約しております。

番号28

農地の所在 鰺ヶ沢町大字中村町字下清水崎296番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2,907㎡

外 田4筆 合計5筆

合計面積 16,707 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10 a 当り1俵(玄米)で契約しております。

番号29

農地の所在 鰺ヶ沢町大字中村町字中清水崎22番地2

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 1,791㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号30

農地の所在 鰺ヶ沢町大字中村町字下栄山188番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,763㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号31

農地の所在 鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山126番地1

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 14,725㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 23, 443 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(転作大豆)

期 間 5年

賃借料 10a当り12,000円で契約しております。

番号35

農地の所在 鰺ヶ沢町大字建石町字大平165番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,506㎡

外 田3筆 合計4筆

合計面積 25,882㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(転作大豆)

期 間 5年

賃借料 10a当り20,000円で契約しております。

番号36

農地の所在 鰺ヶ沢町大字建石町字大平199番地1

地 目 登記簿 田

現況田

面 積 10,423㎡

外 田7筆 合計8筆

合計面積 32, 443 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑(転作大豆)

期間5年

賃借料 10a当り10,000円で法定相続人と契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第8号について審議に入ります。

この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するよう お願いします。

議場

[「異議なし」という声あり]

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第8号について原案のとおり 承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第8号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計 画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第9号、令和4年度農作業雇用標準賃金、料金表の承認について事務局に説明を求めます。

17頁をご覧ください。議案第9号、令和4年度農作業雇用標準賃金表(案)の承認についてであります。

農作業賃金についてでありますが、青森県の最低賃金が昨年の10月に792円から822円に変更されました。それに伴いまして822円掛ける8時間で6,576円となりまして、昨年まで6,400円でしたけど、その額を超える6,600円にしております。田、りんご、畑の一般作業は6,600円に変更になります。

機械作業料金(運転手つき)も近年の原油の高騰、最低賃金が上がったこともありますので添付資料の通り値上げしている項目もあります。

この場で委員の皆様が議論し合って承認という形をとりたいと思います。

また、承認された賃金表につきましては、町広報に掲載するほか、つがる市等の農業委員会に通知する予定となっております。 以上です。

それでは議案第9号について審議に入ります。

この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するよう お願いします。 木村重美委員

12番、木村です。

りんご剪定の賃金を8,000円 \sim 10,000円ではなく10,000円に 決めてはどうか。

事務局

皆さんが賛成ということなので、10,000円に訂正いたします。

議長

他に何かご異議、ご質問等ありますか。

議場

[「異議なし」という声あり]

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第9号、令和4年度農作業雇用標準賃金、料金表の承認については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして議案第10号、令和3年に係る鰺ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について、事務局に説明を求めます。

事務局

18頁をご覧ください。議案第10号令和3年鰺ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件についてです。

令和3年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準10a 当りについて、情報提供することの承認を求めるものであります。

田と畑を分けて、地区別に赤石、中村、鳴沢、鰺舞戸地区の平均額、最高額、 最低額のデータを提供しております。

鰺ヶ沢町の平均は9,163円です。これは、下の方に記載している2番の令和3年産のJA米つがるロマンの1等概算払いの玄米60kg当り8,200円で換算しております。

今年まで、つがるロマンで換算してましたが、来年からはまっしぐらの作付けで換算していくこととなります。畑については記載のとおりです。

賃借料情報と先ほどの標準賃金表については情報提供という事で、鰺ヶ沢町広報に参考として載せます。

以上です。

議長

ただ今議案第10号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

議場

[「異議なし」という声あり]

議長

異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第10号について原 案のとおり情報提供することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第10号令和3年鰺ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について、原案どおり情報提供することに決定致します。

続きまして議案第11号、鰺ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者 選考委員会委員の任命の承認を求めることについての件について、事務局に説明 を求めます。

事務局

それでは議案第11号の説明を致します。19頁をご覧ください。

鰺ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規定第3条の規定に基づき選考委員会委員の任命について提案するので承認を求めるものであります。 選考委員は記載のとおりです。 以上です。

議長

それでは議案第11号について審議に入ります。

議案第11号につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するよう お願いします。

議場

[「異議なし」という声あり]

異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第11号について原 案のとおり情報提供することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第11号鰺ヶ沢町農業委員会農地利用最適化推進委員 候補者選考委員会委員の任命の承認を求めることについての件について、原案ど おり承認することに決定致します。

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これをもちまして令和4年第2回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。

8. その他

・次回の総会は3月11日(金)午前10時に開催予定。

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。

(午前10時43分)

会 長 工 藤 清

会議録署名者 木 村 賢 一

兼 平 昭 光